

(1) 基本構想および長期計画が示す環境政策の方向

区は、平成21年12月に、おおむね10年後の平成30年代初頭を目標年次とする新たな基本構想を策定しました。この基本構想の目標を実現するために平成22年3月に策定された長期計画では、区民の参画・協働のもと、政策分野を越えて横断的に取り組む5つの「ねりま未来プロジェクト」を掲げています。

本計画では、基本構想および長期計画に示されたまちづくりの方向を踏まえ、環境の分野における具体的な施策を掲げ、その実現に取り組むこととしています。

(2) 国、東京都の動向

地球温暖化対策として、ポスト京都議定書の新たな枠組みづくりに向けた議論や取組が世界各国で進められています。わが国では、平成21年9月に「温室効果ガス排出量を2020年（平成32年）までに1990年（平成2年）比で25%削減」という中期目標を示しました。

環境省では、二酸化炭素（CO₂）削減に向けた具体的な行動を提案し、その実践を広く国民に呼びかける国民運動「チャレンジ25」を平成22年1月より新たに展開しています。また、温室効果ガスの排出を大幅に削減しながら生活の豊かさを実感できる「低炭素社会」の実現に向けた施策を展開しています。

平成20年6月施行の生物多様性基本法では、地方公共団体への生物多様性地域戦略の策定が努力義務として規定され、平成22年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」においても、国と地域の連携の重要性がうたわれています。こうした中、平成22年10月の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の国内開催を受け、地域における生物多様性地域戦略策定への取組が進められています。

一方、東京都は、平成19年6月に、緑あふれる東京の再生を目指し、今後取り組んでいく「緑施策」の基本的考え方や方向性などを示した「緑の東京10年プロジェクト」基本方針を策定しました。平成20年3月には、新たな環境基本計画を策定し、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信することをめざして10の施策の方針を掲げています。

また、平成20年6月に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」といいます。）を改正しました。この中で、平成22年4月から温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度を開始するなど、独自の地球温暖化対策を打ち出し、2020年（平成32年）までに2000年（平成12年）比で25%削減の目標達成に向けた対策の強化に取り組んでいます。

これらを踏まえ、区においても、住民に最も身近な基礎自治体として、地域における身近な課題から広域的な環境問題にまで対応するため、近隣自治体、東京都および国と連携しながら施策を展開していくことが求められています。